

マイナンバー制度の運用の中止と制度の廃止を求める意見書

マイナンバー制度が、来年一月から一部運用が開始される。

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民票のある人全員に、原則一生変わらない番号をつけ、その人の納税や社会保障給付などの情報を国が管理するものであるが、個人情報の大量流出の危険性が各方面から指摘されている。五月には年金個人情報の大量漏えいがあり、その危険が現実のものになりつつある。

政府はマイナンバー制度の利点を強調しているものの、情報漏えいを防ぐための労力に見合うような利点とは言えず、個人情報流出による「なりすまし」などの被害のほうがはるかに深刻である。しかも、現行法の適用対象は「税・社会保障・災害対策」に限られているが、さきの国会で成立した改定法案は、マイナンバーを銀行の預金口座や健康診断の情報管理などにも適用を拡大するものになつており、これらの情報が流出したときの被害はさらに甚大になる。

一つのマイナンバーによってその人の大量の個人情報を管理することは、情報漏えいや犯罪のリスクを高め、国民のプライバシーを危険にさらすものである。マイナンバー制度の制度設計にかかわった堀部政男一橋大学名誉教授は、「なりすましを完全に防ぐのは不可能」と指摘している。

ネット犯罪が横行している社会情勢のもとで、一つの番号で個人情報を管理し、しかもその番号を原則生涯使うというのは、余りに危険と言わなければならぬ。よつて福岡県議会は政府に対し、県民生活の安心安全を守る立場から、マイナンバー制度の中止と制度の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十七年十月　　日

福岡県議会議長　井上　忠敏

内閣総理大臣　安倍晋三殿
内閣官房長官　菅義偉殿
総務大臣　高市早苗殿